

中島地区防災計画

中島地区自主防災連合会

はじめに

中島地区自主防災連合会長のひとこと

地区の皆様におかれましては、日頃から自主防災活動にご理解ご協力くださり、有り難うございます。

さて、今回の地区防災計画を作成するにあたり今後発生するであろう南海トラフ巨大地震に備え、国、県、市各行政機関も被害想定等の見直しにより、地域防災計画の修正を行っています。

まず、大規模災害が発生しても島嶼部の場合、「公助」消防機関などの活動支援は厳しく、「自助」自分の命は自分で守る。

「共助」隣近所等の助け合いにより自分たちの地域を強くすることが、求められています。

日頃から家庭内で災害時を想定し、避難場所や連絡方法などを確認する事が必要です。

今後も、津波避難訓練や防災訓練を開催致しますので積極的に、ご参加ご協力お願い致します。

中島地区自主防災連合会 会長 岩崎 良

目 次

1 計画の対象範囲	
(1) 地区の範囲	1
(2) 自主防災組織の範囲	1
2 基本的な考え方	
(1) 基本方針（目的）	2
(2) 活動目標	2
(3) 長期的な活動計画	2
3 地区の特性	
(1) 自然特性	3
(2) 社会特性	3
(3) 防災マップ	3
4 防災活動の内容	
(1) 平常時の活動	4
(2) 発災直前の活動	4
(3) 災害時の活動	5
(4) 復旧・復興期の活動	5
(5) 市、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携	5
5 実践と検証	
(1) 防災訓練の実施・検証	6
(2) 防災意識の普及啓発	6
(3) 計画の見直し	6
6 関係法令	
(1) 災害対策基本法	7
(2) 災害対策基本法施行規則	8
(3) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律	8
7 その他参考資料	
(1) 中島地区自主防災連合会組織図	
(2) 地区防災会資機材整備台帳	
(3) 一時避難場所マップ	
(4) 防災マップ	参考 改訂版まつやま防災マップ
(5) 急傾斜・土石流マップ及び地区別危険箇所図	

1. 計画の対象となる範囲

(1) 地区の範囲

この計画の対象地区の範囲は中島地区自主防災連合会が所管する下記の通りです。

中島大浦全域	宇和間全域	中島粟井全域	津和地全域
小浜全域	熊田全域	睦月全域	二神全域
長師全域	吉木全域	野忽那全域	
宮野全域	饒全域	上怒和全域	
神浦全域	畑里全域	元怒和全域	

(2) 自主防災組織の範囲

この計画となる地区に存する自主防災組織は、下記の17組織です。

中島大浦自主防災会	畑里自主防災会
小浜自主防災会	中島粟井自主防災会
長師自主防災会	睦月自主防災会
宮野自主防災会	野忽那自主防災会
神浦自主防災会	上怒和自主防災会
宇和間自主防災会	元怒和自主防災会
熊田自主防災会	津和地自主防災会
吉木自主防災会	二神自主防災会
饒自主防災会	

2. 基本的な考え方

(1) 基本方針(目的)

災害に備え、地区ごとに実践的な防災活動を実施し、高齢者や乳幼児を含めた地域コミュニティ全体の安全・安心を確保します。

まずは、自分たちの地区をよく知り災害環境を理解し、いざという時に誰がどのように役割を果たすかを地区住民が確認していくことが目的となります。

また、防災をきっかけとして地域コミュニティの活性化を図ります。

(2) 活動目標

「自助」と「共助」に基づく地区単位及び地区合同の防災活動を実践する為、地区単位では津波避難訓練を実施し、合同で防災訓練を実施します。

(3) 長期的な活動計画

地区居住者等が自分たちで防災活動の在り方を考え、お互いに協力して継続的に活動を実践していくことを目指します。

また、地区ごとに防災リーダーを養成しスキルアップを図ります。

3. 地区の特性

(1) 自然特性

中島地区は島嶼部であり周囲が海に囲まれ、海岸から山間までの距離が近い地区も有り、様々な災害が想定されます。

特に地震及び台風による豪雨・津波・高潮・土砂災害が懸念されます。

(2) 社会特性

人口構成は、高齢者比率が60%以上と非常に高く、島内は狭隘な生活道路が多く、災害発生時には避難誘導が重要な鍵となります。

(3) 防災マップ

各地区において、地区内の危険箇所や歴史等ワークショップを行ないましたが、今回は防災マップの抜粋を添付します。

4. 防災活動の内容

(1) 平常時の活動

① 「自助」に関する活動

- ・家庭や職場からの避難ルートの確認
避難路、避難場所の周知と現状の把握
- ・連絡方法等の確認
情報の収集、伝達訓練の実施。伝達用機材の準備と管理
- ・危険箇所の確認、改善
巡視班等を設け、その役割を果たす為に必要な平常時の活動
- ・備蓄品、非常時持出品の用意
防災知識の普及

② 「共助」に関する活動

- ・防災の為の活動体制作り
組織の運営指導、訓練計画の樹立
- ・地域における人材育成
応急手当の知識の普及及び訓練の実施
- ・要配慮者に関する情報の収集と情報管理
要配慮者の把握
- ・地域コミュニティ内への関係情報の発信
組織の総括及び渉外

(2) 発災直前の活動

① 自助・共助に関する活動

- ・情報収集、共有及び伝達
- ・連絡体制の整備
- ・状況把握
- ・避難判断と避難行動

(3) 災害時の活動

① 「自助」に関する活動

- ・避難行動の実施
- ・避難時の安全確保

② 「共助」に関する活動

- ・自主防災組織や地域の人材の活用と連携
- ・避難所開設及び運営
- ・要配慮者の避難支援

(4) 復旧・復興期の活動

①自助・共助に関する活動

- ・被災者を地域コミュニティ全体で支援する事
- ・行政関係者、学識経験者等と連携し、速やかな復旧復興活動を促進する事

(5) 市、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携

- ・市、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携を図るとともに、協定等の締結を促進します。

5. 実践と検証

(1) 防災訓練の実施・検証

10月から11月にかけて、8ヶ所において地区単位又は、合同にて防災訓練を実施します。

訓練内容

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1 DVD視聴及び防災グッズの展示 | |
| 2 AED取扱い及び心肺蘇生法 | (女性消防団) |
| 3 応急担架の作成、水消火器訓練 | (消防署員) |
| 4 救助ロープワーク | (//) |
| 5 防災資機材の取扱い及び説明 | (防災士) |
| 6 炊き出し訓練 | (女性防火クラブ) |
| 7 体験放水訓練 | (消防団) |

尚、評価・検証は市及び消防署員、各防災会長と連携して実施します。

(2) 防災意識の普及啓発

津波避難訓練を17地区全てにおいて実施する事により、集団行動が意識の向上につながります。

(3) 計画の見直し

防災訓練の評価・検証の結果を踏まえ、計画の見直しを実施します。

6. 関係法令

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（市町村地域防災計画）

第四十二条 1・2 （略）

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4～7 （略）

第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地域防災計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案した地区居住者等に通知しなければならない。

5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

(2) 災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)(抄)

(地区居住者等による提案)

第一条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。)

第四十二条の二第二項の規定により共同して計画提案を行おうとする者は、その全員の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村防災会議に提出しなければならない。

一 地区防災計画の素案

二 計画提案を行うことができる者であることを証する書類

(3) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律
(平成25年法律第110号)(抄)

第二章 地域防災力の充実強化に関する計画

第七条 市町村は、災害対策基本法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画において、当該市町村の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとする。

2 市町村は、地区防災計画(災害対策基本法第四十二条第三項に規定する地区防災計画をいう。次項において同じ。)を定めた地区について、地区居住者等(同条第三項に規定する地区居住者等をいう。次項において同じ。)の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

3 地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市町村に対し、当該地区の実情を踏まえて前項に規定する事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

中島地区防災計画の沿革

平成29年11月6日 策定